

令和3年9月9日改訂

香川県

まん延防止等重点措置

<期間>

令和3(2021)年8月20日(金)

～

令和3(2021)年9月30日(木)

●県民への協力要請①【法第24条第9項】

- 日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛 ※外出する場合にも極力一人で、または家族、あるいは普段行動をともにしている人と少人数で
- 他の都道府県間の不要不急の移動・往來を自粛
- 県外に移動した場合、帰県後14日間は行動記録を取る
- 外出する場合は、適切な感染防止対策を徹底して行動する
- 発熱等の症状がある場合は、都道府県をまたぐ移動はもとより、外出を控える
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請等に応じていない飲食店等の利用を自粛
- 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない施設等への外出を控える
- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールする
- 「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を徹底
- 大人数での会食や飲み会を避けること、大声を出す行動を自粛
- 会食をする際には、座席間隔の確保や換気などの三密回避を徹底
- 感染リスクが高まる「5つの場面」に留意し、そうした場面での会食については、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」を行う

【県外から本県へ来県される皆様への働きかけ】

- 旅行や帰省、イベント参加等を極力控えることなど、お住まいの地域において地域外への移動についてどのような対応が求められているかを十分確認

●県民への協力要請②

- 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛
【法第24条第9項】
- 営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店等のみだりに出入りしない
【法第31条の6第2項】
- 混雑した場所等への外出の半減
【法第31条の6第2項】